

同意事項

1. 下記の場合は会員申込ができません。

- ①申込者の意図が関西・大阪 21 世紀協会（以下当協会）の活動趣旨と異なる場合
- ②申込者と当協会が利益相反がある場合
- ③サポーター金支払いの目的が税の不当な軽減であると認められる相当の理由がある場合
- ④申込者が暴力団等の反社会勢力に該当する場合
- ⑤申込者が④記載勢力との関与がある場合
- ⑥その他社会通念上不適切と思われる相当の理由がある場合

2. サポート金は、原則返金できません。

3. 会員申込を受けた後に、上記 1 記載事実が判明した場合は、当協会の判断においてサポート金の受け入れを取り消します。

この場合、サポート金は申込者に対して返金するものとします。ただしすでにサポート金を目標対象に交付するなど費消している場合には返金しないものとします。又申込者の所在が直ちに判明しない場合は返金いたしません。

4. 領収書の発行は 3,000 円以上から受け付けています。ご希望の場合には、3,000 円未満でも対応します。

領収書の再発行はできませんので、ご了承ください。

5. ご記入いただきました個人情報、サポート金の領収書の送付その他別添「公益財団法人関西・大阪二十一世紀協会個人情報の保護に関する基本方針」（ホームページからこの寄附申込書をダウンロードした場合は、当該ダウンロードページに掲載している基本方針）に基づき、利用させていただくと共に適正に管理します。